## 子育てファミリー移住定住促進事業



# 相助金額 最大 150万円

満18歳以下の子(胎児含む)がいる子育てファミリー世帯が対象。

#### ■取得事業

子育てファミリーが新築住宅または中古住宅の購入に要した経費を補助。

補助率 2分の1

30万円 50万円



- ※更に、三世代同居・近居に該当する場合、補助上限額に30万円を加算します。
- ※中古住宅は、昭和56年6月1日以降に建築されたものに限ります。

### ■移転事業

市外の子育てファミリーが購入した住宅に引越しした際の費用を補助。
※取得した住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外の場合のみ対象です。

補助率 2分の1

補助上限額 県内他市町 静岡県外

5万円 20万円

※エアコンの取付、配線工事、家電の購入など補助対象外となる経費もあります。



## ■改修事業

購入した中古住宅の改修(リフォーム)に要した費用を補助。

※実施した箇所の工事前後の写真が必要です。

補助率 2分の1

補助上限額 50万円

※対象となる改修工事は、キッチン、 浴室、トイレの設備本体の交換工事と 外壁や屋根の補修等の工事に限ります。

裏面へつづく

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号 電 話 054-631-5750(直通) FAX 054-643-3280 E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



#### 1 補助金交付申請期間

- ・新築注文住宅を取得した場合…建築日(登記簿上の建築日)から1年以内
- ・新築建売住宅や中古住宅を取得した場合

…引渡日(登記簿上の所有権移転日)から1年以内

- ※来年度以降の補助金事業の実施は未定です。
- ※申請時点で住民票の異動が完了している必要があります。

#### 2 注意事項

- ※子育てファミリー移住定住促進事業費補助金の交付は、事業ごと1世帯1回限りです (過去、同種の補助金の交付を受けたことのある世帯には補助金の交付はできません)。
- ※補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。
- ※予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了します。
- ※新築住宅または中古住宅を取得する際に、フラット35の融資を利用する場合、金利の引下げの対象となる場合があります。融資の本契約前にご相談ください。

#### 3 用語の解説

子育てファミリーとは	申請日が属する年度の末日時点で、満18歳以下の子及びその親から なる世帯をいいます。なお、第1子を妊娠中の場合も子育てファミ リーに該当します。
新築住宅とは	藤枝市内の人が居住したことのない一戸建て住宅と分譲マンションを いいます。
中古住宅とは	個人が自己の居住のため所有していた藤枝市内の一戸建て住宅とマンションをいいます。※なお、昭和56年6月1日以降に建築されたものに限ります。(耐震補強工事を実施した場合も対象となりません)。
取得事業とは	子育てファミリーが、新築住宅や中古住宅を取得(購入)し、取得し た住宅を住所とすること(住民票を異動すること)をいいます。
三世代同居・近居加算 とは	三世代同居とは…取得した住宅で申請者(申請者の配偶者)の父や母と同居する場合をいいます。 三世代近居とは…取得した住宅と申請者(申請者の配偶者)の父や母の住宅が同一小学校区か直線距離で1km以内にある場合をいいます。取得事業の補助上限額に上限30万円を加算します。 ※ただし、対象となるのは、取得した住宅の敷地を申請者が購入している場合に限ります。
移転事業とは	取得事業の対象となった住宅に、藤枝市外の住所から移動する ことをいいます。補助の対象となるのは、直前の住所が藤枝市 外の世帯であって、移動に当たって引越業者やレンタカーを利 用した場合に限ります。
改修事業とは	取得事業の対象となった中古住宅を、子育てファミリーがキッチン、 浴室、トイレの設備本体の交換工事や、外壁や屋根の補修等を行うこ とをいいます。

補助金HP

